

「（仮称）第3次川崎市教育振興基本計画  
かわさき教育プラン」策定支援業務委託  
公募型プロポーザル企画提案説明書

令和6年3月

川崎市教育委員会事務局教育政策室

「(仮称) 第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」策定支援業務委託に関する  
プロポーザル実施要領

1 件名

「(仮称) 第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」策定支援業務委託

2 目的

本市では、子どもから高齢者まで、すべての市民が教育・学習・文化・スポーツなどの各分野にわたって、いきいきと学びあうことのできる学習社会の実現をめざし、10年を計画期間とする「かわさき教育プラン」を平成17年3月に策定し、計画に基づいた教育施策の着実な推進を図ってきた。その後、計画期間の10年が経過したため、平成27年3月に「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」(以下「第2次計画」という。)として改めて概ね10年の基本計画を策定し、現在は、当該計画の令和4年度から令和7年度までを期間とする第3期実施計画を推進している。

令和7年度の計画期間の満了を迎えるに当たっては、様々に変化する社会情勢等、諸課題に対応する新たな計画を策定する必要があるため、令和6年度から概ね2年間の期間を設けて、「(仮称) 第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」(以下「第3次計画」という。)を策定する。

本業務は、「第3次計画」策定に関する基礎調査と令和6年度中に『(仮称) 第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン』の策定に向けた考え方(以下「考え方」という。)を作成するための支援を目的とするものである。

3 契約概要

(1) 委託内容

「第3次計画」の策定に係る調査検討及び「考え方」作成支援業務等

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月19日まで

(3) 契約方法

公募型プロポーザル方式(随意契約)

(4) 業務規模概算額

7,335,000円(税抜)を上限とする。

4 企画提案書提出者の資格

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(3) 入札期日において、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「20調査・測定99その他調査測定」に登載されていること

(4) 社会更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立がない又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立がないこと

ていないこと

- (5) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (6) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等ではない又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと

## 5 参加意向申出書及び仕様書等の配布、提出及び問合せ先

### (1) 配布期間

令和6年3月22日（金）から4月3日（水）まで

### (2) 参加意向申出書提出期限

令和6年4月3日（水）午後5時（必着）

### (3) 配布時間及び参加意向申出書受付時間

平日の午前9時から12時まで、午後1時から5時まで

### (4) 配布、提出場所及び問合せ先

川崎市川崎区宮本町6番 明治安田生命川崎ビル3階

教育委員会事務局教育政策室 長谷山・古野間担当

電話番号 044-200-3244

メールアドレス 88seisaku@city.kawasaki.jp

※市ホームページからもダウンロード可

### (5) 提出方法

持参又は郵送による。

### (6) 提出書類

参加意向申出書（様式1）

## 6 参加資格結果通知書の交付

上記5により、参加意向申出書を提出した者には、4の事項について応募資格を確認後、参加資格結果通知書（様式2）を交付するものとする。

### (1) 交付方法

電子メールによる。

### (2) 交付日

令和6年4月5日（金）

## 7 仕様等に関する質問

仕様等に関する質問がある場合には、質問書（様式3）を作成し提出すること

### (1) 受付期間

令和6年3月22日（金）から4月3日（水）まで

### (2) 提出先

上記5（4）に同じ

### (3) 提出方法及び回答方法

電子メールによる。

質問及び回答は、4月8日（月）までに参加意向の申出のあった全ての業者へ提供する。

## 8 企画提案書について

### (1) 提出期限

令和6年4月16日(火)午後5時(必着)

### (2) 受付時間

平日の午前9時から12時まで、午後1時から5時まで

### (3) 提出場所

上記5(4)に同じ

### (4) 提出方法

持参又は郵送による。

### (5) 提出書類

#### ア 企画提案書(任意様式)

10部(A4判縦横どちらでも可。表紙を除き片面5枚以内。社名は無記入。)

作成に当たっては、後述する10(3)評価項目を参考にして、具体的に記載してください。

#### (ア) 業務実績

#### (イ) 組織体制

#### (ウ) 提案資料

仕様書に基づき、次の事項を必ず盛り込んだ上で、業務内容について提案できることを具体的に記載してください。

#### ①策定支援業務に係る効果的な情報収集・分析、政策への反映等について提案

「第2次計画」の総括や今後の方向性を示すに当たっては、国や他都市の類似事例などから評価内容の精度向上をはかり、客観的な根拠に基づいて今までの取組を評価することを検討しています。御社の専門的立場から、EBPMの視点を踏まえてどのように国や他都市の情報を収集・分析し、本市の政策に反映させるのか具体的なプロセスを含めて提案してください。

#### ②策定支援業務に係る意見聴取について提案

「第3次計画」策定及び「考え方」作成をする上で、本市の政策に反映できるように、児童生徒、教員等学校関係者、PTA等保護者、地域住民など各ステークホルダーへの意見聴取を効果的・効率的に行う方法(意見聴取のテーマや聞き方、収集した意見のまとめ方等)を提案してください。

#### イ 見積書(任意様式)

1部(総額、内訳記載のこと)

#### ウ 会社概要(パンフレット等)

10部

## 9 企画提案会

### (1) 日時

令和6年4月23日（火） 午後

※詳細時間は、提案者数に応じ別途指定する。

(2) 場所

川崎市役所本庁舎1403会議室

(3) 時間

各社30分以内（提案説明20分、質疑応答10分）

(4) 選考方法

選考は、本市が設置するプロポーザル評価委員会において実施する。

(5) 提案方法

ア 提案は企画提案書に基づき原則として本業務に携わる予定の者が行う。

イ 出席者は3名以内とする。

(6) 提案者が多数見込まれる場合の措置

企画提案書の提出者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポーザル評価委員会に置いて、企画提案書及び提案紙面等の内容について、プロポーザル評価基準及び審査採点表（様式4）により事前書類審査を行い、上位5者が企画提案会で審査・評価を受けることができるものとする。なお、事前書類審査の必要がない場合、通知は行わない。

(7) 企画提案の評価

企画提案の評価は、あらかじめ定めた評価基準（様式4）を基に項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高点数を得た者を本委託業務の選定業者候補とする。また、合計点数が満点の60%に満たない事業者については特定しないものとする。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した業者が複数いる場合（同点の場合）は、提案紙面の点数が高い提案事業者を、その点数についても同点の場合、見積書の総額が最も安い提案事業者を受託予定者として特定する。

(8) 結果通知

企画提案会の評価結果及び選定業者候補が教育委員会委託契約業者等指名選定委員会にて承認された後、各社あて結果通知書（様式5）を電子メールにて送付するものとする。また、選定結果については市ホームページに掲載する。

10 「(仮称) 第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」策定支援業務委託プロポーザル評価委員会について

(1) 設置及び開催について

受託者を選定するに当たり、公平かつ適正な審査及び選考を行うことを目的に、「(仮称) 第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」策定支援業務委託プロポーザル評価委員会を設置し、次により委員会を開催する。なお、委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、その他の委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。また、委員会は委員の過半数以上の出席をもって成立するものとする。

(2) プロポーザル評価委員会委員（5名）

委員長

教育委員会事務局教育政策室長

## 委員

教育委員会事務局教育政策室担当課長  
教育委員会事務局学校教育部指導課長  
教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課長  
総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

### (3) 評価項目

次の項目に基づき選考する。

- ア 業務実績
- イ 組織体制
- ウ 事業への姿勢
- エ 価格評価点
- オ 課題の理解力
- カ 企画専門的知識・能力
- キ 提案の妥当性

### 1 1 その他

- (1) 提出された応募書類等は返却しないものとする。
- (2) 応募申込みや企画提案に関する書類の作成及び提出に要する経費は、提案者負担とする。
- (3) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要する。
- (4) 提案各社が自らの評価点について開示を希望する場合は、結果の通知日から起算して2日以内に、本市に照会することができる。この場合、開示内容は契約予定業者及び照会業者の評価点のみとする。
- (5) その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受注者で協議の上、定めることとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。  
(失効)
- 2 この要領は、令和6年4月30日にその効力を失う。

(様式1)

## 参加意向申出書

令和6年 月 日

(あて先)

川崎市長

業者コード ( )

所在地

商号及び名称

代表者職氏名 印

令和6年 月 日付けで公表された次の件について、プロポーザルに参加を申し込みます。

件名 「(仮称) 第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」策定支援業務委託

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

(様式2)

## 参加資格確認結果通知書

令和6年 月 日

商号及び名称  
代表者職氏名

川崎市長 福田 紀彦

令和6年 月 日付けで公表された次の件について、参加資格確認結果を通知します。

1 件 名 「(仮称) 第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」策定支援業務委託

2 参加資格の有無

(有の場合) 資格を有することを認めます。

(無の場合) 次により、資格を有することを認めません。

理由：〇〇のため

担当課 教育委員会事務局教育政策室

電話 044-200-3244

FAX 044-200-3950

E-mail 88seisaku@city.kawasaki.jp

(様式3)

## 質 問 書

令和6年 月 日

(あて先)

川 崎 市 長

業者コード ( )

所 在 地

商号及び名称

代表者職氏名

令和6年 月 日付で公表された「(仮称)第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」策定支援業務委託について、次のとおり質問いたします。

質 問 事 項

※質問がない場合は、質問書の提出は不要です。

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

(様式4)

## プロポーザル評価基準及び審査採点表

【所属名】( ) 【評価者名】( )

評価項目	評価基準	大変 よい	よい	普通	やや 劣る	劣る
1. 業務体制		小計 40 満点				
業務実績	・本業務と同様の業務実績が十分であるか。また、その内容が優れているか。	10	8	6	4	2
組織体制	・年間を通して業務遂行可能な人員が確保されているか。 ・業務実施に必要な専門知識を有しているか。また、必要なスタッフ体制が確保されているか。 ・本市からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。 ・情報セキュリティ対策は十分にできているか。	20	8	6	4	2
事業への積極性	・本業務への積極的な姿勢がみられるか。	5	4	3	2	1
価格評価点	・委託上限額（税抜 7,335,000 円）と提案額との差額 ・5点 委託上限額から 5%以上安価 （税抜 6,968,250 円以下） ・3点 委託上限額から 3%以上～5%未満安価 （税抜 6,968,251 円～7,114,950 円） ・1点 委託上限額から 0%以上～3%未満安価 （税抜 7,114,951 円～7,335,000 円）	5		3		1
2. 提案力		小計 60 満点				
課題の理解力	・課題に対して適切に理解し、課題の内容に沿った提案ができているか。	20	16	12	8	4
企画専門的知識・能力	・課題に対する解決策として、柔軟な発想に基づく内容となっているか。 ・基礎調査等における情報集約の方法が効率的で、政策への意見反映までのプロセスが E B P M を踏まえた明確な提案となっているか。	20	16	12	8	4
提案の妥当性	・独自の企画、創意工夫に関する提案等について、具体的に記載されており、川崎市にとって妥当性のある内容となっているか。	20	16	12	8	4
合計 (100 点満点)		点				

(様式5)

## 結 果 通 知 書

令和6年 月 日

商号及び名称

代表者職氏名

川崎市長 福田 紀彦

貴社より提出があった次の件について、審査結果を次のとおり通知します。

件 名 「(仮称)第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」策定支援  
業務委託

結 果 1 最適であると特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

2 次の理由により特定しませんでした。

理由 ○○のため

※上記理由について説明を希望される場合は、令和6年 月 日までに下記担当  
課へその旨を書面で提出してください。

担当課 教育委員会事務局教育政策室

電話 044-200-3244

FAX 044-200-3950

E-mail 88seisaku@city.kawasaki.jp

「（仮称）第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」策定支援業務  
委託プロポーザル評価委員会設置要領

（目的）

第1条 「（仮称）第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」策定支援業務委託の受託者を選定するに当たり、公平かつ適正な審査及び選考を行うことを目的に、「（仮称）第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」策定支援業務委託プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について検討する。

- （1）提案の採否の審査及び評価（以下「評価」という。）に関すること。
- （2）その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会の委員は次の各号の職にあるものをもって充て、委員長は教育委員会事務局教育政策室長をもって充てる。

- （1）教育委員会事務局教育政策室長
- （2）教育委員会事務局教育政策室担当課長
- （3）教育委員会事務局学校教育部指導課長
- （4）教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課長
- （5）総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、その他の委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。

（会議等）

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(関係者の出席等)

第5条 委員会は、評価のために必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育政策室において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要領は、令和6年3月14日から施行し、当該業務委託のプロポーザル評価委員会の目的達成をもって廃止する。

## 「(仮称) 第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」策定支援業務委託仕様書

### 1 件名

「(仮称) 第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」策定支援業務委託

### 2 目的

本市では、子どもから高齢者まで、すべての市民が教育・学習・文化・スポーツなどの各分野にわたって、いきいきと学びあうことのできる学習社会の実現をめざし、10年を計画期間とする「かわさき教育プラン」を平成17年3月に策定し、計画に基づいた教育施策の着実な推進を図ってきた。その後、計画期間の10年が経過したため、平成27年3月に「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」(以下「第2次計画」という。)として改めて概ね10年の基本計画を策定し、現在は、当該計画の令和4年度から令和7年度までを期間とする第3期実施計画を推進している。

令和7年度の計画期間の満了を迎えるに当たっては、様々に変化する社会情勢等、諸課題に対応する新たな計画を策定する必要があるため、令和6年度から概ね2年間の期間を設けて、「(仮称) 第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」(以下「第3次計画」という。)を策定する。

本業務は、「第3次計画」策定に関する基礎調査と令和6年度中に『「(仮称) 第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」の策定に向けた考え方」(以下「考え方」という。)を作成するための支援を目的とするものである。

### 3 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日から令和7年3月19日までとする。

### 4 委託業務内容

- (1) 「考え方」の作成支援業務
- (2) 基礎調査に関する支援業務
- (3) 各ステークホルダーの意見聴取内容の分析・整理業務
- (4) 市民アンケートの実施・集計業務
- (5) 川崎市教育改革推進会議の運営支援業務
- (6) その他の事項

### 5 業務委託の詳細

- (1) 「考え方」の作成支援業務

「考え方」の作成に当たって、現行の「第2次計画」に記載している8つの基本政策・19の施策の取組に関して、これまでの取組や本市が収集したデータを整理した上で課題を検証し、今後の方向性、目標等を示すことを検討している。

また、本市の教育に関する今後の方向性について、「第2次計画」策定時から現在に至るまでの社会状況の変化や今後の教育の果たすべき役割、めざすもの等を、根拠を明確にしながら示すことを検討している。そのため、「考え方」については、次の点を行うものとする。

ア これまでの取組の整理や課題の検証について、教育プランの点検・評価、各施策の取組や本市が収集したデータの分析、現状の課題等について本市が整理した内容をもとに、国や他都市の動向や類似事例などから客観的な根拠に基づいて取組を評価することができるよう、受託者の専門的立場から分析し、評価内容を精査し精度向上のための提案を行うこと。また、「考え方」に掲載する文案を作成し、提案すること。

イ これまでの取組の整理や課題の検証について、上記アの文章や本市提供のデータをもとに上記アの評価内容を根拠づけるためのグラフや表等に可視化すること。

ウ 「考え方」の今後の方向性については、本市が作成した文案をもとに上記アで検証した課題に対応する今後の各施策が、E B P Mの視点を踏まえた内容となるよう国や他都市のデータを踏まえながら文案を提案すること。

エ 「第2次計画」策定時から現在に至るまでの社会状況の変化や今後の教育の果たすべき役割、めざすもの等について、本市が考えた文案をもとに受託者の専門的立場から整理し提案を行うこと。

オ 上記ア～エを踏まえ、「考え方」に記載する今後の目標について、本市が作成する文案をもとに、E B P Mの視点を踏まえた内容となるよう受託者の専門的立場から分析し提案を行うこと。

## (2) 基礎調査に関する支援業務

上記(1)で作成した「考え方」の現状の課題や今後の方向性目標に基づいて、今後策定する「第3次計画」の各事務事業の参考となるよう、類似する国や他都市等の指標、統計データをグラフや表等に整理して提案すること。その際、比較しやすいよう、同種の事務事業に対して他都市が設定した指標の一覧表を作成すること。

## (3) 各ステークホルダーの意見聴取内容の分析・整理業務

ア 児童生徒、教員等学校関係者、P T A等保護者、地域住民、有識者等に対して本市が実施する意見聴取に関し、本市が考えた意見聴取テーマ等について、受託者の専門的立場から助言を行うとともに、下記(4)とは別に本市が実施する調査の設問について提案すること。

イ 本市が実施した会議の議事録や調査結果等の作成物について、「考え方」に掲載する視点から整理、分析し、本市の意向を踏まえながら一覧表やグラフ等に整理や可視化をすること。なお、本市が実施する調査については下記(4)市民アンケートの実施・集計業務と同様に分析すること。

## (4) 市民アンケートの実施、集計

ア 調査対象

川崎市内に居住する満18歳以上の市民（本市の無作為抽出データによる。）

イ 調査実施時期

令和6年6月～7月頃

ウ 調査件数

3,000件程度（1000票回収を想定）

うち、1,800件程度に回答勧奨予定

エ 設問数

25問程度（媒体について、紙媒体と電子媒体の2通りとする。）

オ 作業内容

（ア）調査項目の検討

本市と協議の上、調査項目を決定する。

（イ）調査票、調査記入要領等の作成、印刷

（ア）で決定した調査項目をもとに、紙、オンラインどちらでも回答できるような仕様とした上で調査票を作成する。また、調査記入要領等送付資料一式を作成し、印刷する。なお、調査票には識別送付番号を印字する。

仕様	調査票	A4両面、ホチキス1か所、1色刷り送付識別番号を印字、紙、オンラインどちらでも回答できる仕様とする。
	調査記入要領等	A4両面、1色刷り

（ウ）送付資料一式の封入封かん、発送

本市が抽出し、受託者に提供した調査対象者リストのデータをもとに、受託者は、本市が用意した発送用封筒に宛名を付して、本市が用意した返信用封筒を含む送付資料一式を封入封かんし、本市の指定する期日までに発送する。対象者より返送された調査票は、受託者が本市を訪問又は郵送等の方法により回収する。

仕様	宛名	ラベルシール又は封筒に直接印字すること、郵便番号、住所、氏名、識別送付番号、その他本市が指示する内容を印字、1色刷り
	発送用封筒（角2）	本市が指示する内容を印字、1色刷り
	返信用封筒（長3）	封筒（長3）返信先（本市）、その他本市が指示する内容を印字

（エ）未回答者の回答勧奨

本市が指定する期日までに、受託者が回答の有無について紙、オンラインで送付された回答をもとに確認し、回答のない対象者には本市と協議しながら回答勧奨通知（はがき等本市と協議の上決定する。）を作成し、発送を行う。

（オ）調査票の集計、分析業務

回収された調査票のデータを入力し、本市と協議しながら、受託者は集計データを分析（グラフや表の作成）、単純集計、クロス集計を行い、集計・分析結果を本市に提出す

ること。

#### カ 成果品等

報告書（電子データ（PDF等））と、分析に使用したデータを加工可能な媒体（Excel）により、本市が指定する期日までに提出すること。なお、仕様については、本市と協議の上、決定するものとする。

#### キ 調査票の返却

受託者は、調査票の集計、分析業務後、紙で回収した調査票を識別用送付番号順に整理した上、発注者に返却する。

#### ク その他

アンケートに要する経費（調査票印刷、発送用・返信用封筒、アンケート発送経費、回収経費）は、受託者負担とすること。入力作業終了後の調査票については、受託者から本市に帰属させること。

### (5) 川崎市教育改革推進会議の運営支援業務

有識者や市民、学校関係者等で構成する川崎市教育改革推進会議において、「考え方」に関する意見交換を実施（年2回程度）する。

ア 会議の実施に関し、本市と協議して会議の内容を踏まえた資料の作成を支援する。

イ 本市が作成する会議の議事録をもとに、有識者の意見の要点をまとめ、一覧表等に整理して「考え方」に掲載できるよう加工すること。

### (6) その他の事項

業務を円滑かつ適切に進めるために、定期打合せを月2回程度（オンライン等）を実施し、業務の進捗を報告すること。また、上記（1）～（5）に関し、必要に応じて担当者とのメール等による情報交換及びデータの送受信を行うこと。

## 6 成果物

すべての業務内容を報告書としてまとめ、本市の指定する期日までに、電子記録を格納したDVD-Rを2枚（PDF形式、及び各種作成データは加工できるよう、Excel形式、Word形式、PowerPoint形式のいずれか本市と協議した上作成）を提出すること。

## 7 その他

(1) 業務の遂行に当たっては、川崎市総合計画との整合性及び川崎市教育改革推進会議等の意見に留意すること。

(2) 業務を円滑に遂行するために、月2回の定期打合せ以外に必要な打合せが生じた場合は、相談の上、随時適切に対応すること（オンライン等）。

(3) 成果物の著作権は、川崎市教育委員会事務局に帰属するものとする。

(4) 本仕様書の定めがない事項については、本市と受託者が協議し決定するものとする。

# 川崎市委託契約約款

## (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の仕様書及び図面をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その委託代金を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

## (日程表の提出)

- 第2条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務日程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

## (権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、契約の目的物（以下「成果物」という。）、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

## (著作権の譲渡等)

- 第4条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合は、当該成果物を使用又は複製し、また、第6条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

## (再委託の禁止等)

- 第5条 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。
- 2 受注者は業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。
- 3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

## (秘密の保持)

- 第6条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

### **(個人情報適正な維持管理)**

第6条の2 受注者は、業務を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

### **(調査等担当職員)**

第7条 発注者は、調査又は監督等を担当する職員をおくときは、その氏名及び権限を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

### **(現場代理人等)**

第8条 受注者は、業務施行上必要な現場代理人又は使用人（ただし、法令により技術上の管理をつかさどる資格が要求される場合は、現場代理人又は使用人は、当該資格者であること。）をおくときは、業務着手前に、発注者に書面による通知をしなければならない。

2 発注者は、現場代理人等が業務施行上著しく不相当と認めるときは、その理由を明示して変更を求めることができる。

### **(業務内容の変更等)**

第9条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務の施行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合、発注者は書面によりその旨を受注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは委託契約金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

### **(受注者の請求による履行期間の延長)**

第10条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由、その他の正当な理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。その場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して、書面をもって定めなければならない。

### **(臨機の措置)**

第11条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、必要な臨機の措置をとろうとするとき、又はとったときは、直ちに発注者に協議し、若しくは報告をしなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託契約金の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

### **(業務の報告又は調査)**

第12条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は調査することができる。

### **(損害の負担)**

第13条 業務完了前に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合には発注者の負担とする。

### **(検査及び引渡し)**

第14条 受注者は、業務を完了したときは、直ちに業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理した日から10日以内に、受注者の立会いを求めて業務内容を検査しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な補修をして発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなし前2項の規定を準用する。

4 受注者から発注者への業務完了に伴う引渡しは、検査に合格したときに完了するものとする。

### **(委託代金の支払)**

第15条 発注者は、前条に規定する検査合格後において、受注者の適法な請求をうけた日から起算して30日以内に、委託代金を支払うものとする。

### **(部分使用)**

第16条 発注者は、第14条の規定による引渡し前においても、業務の全部又は一部を受注者の書面による同意を得

て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

#### **(前払金の請求及び支払の時期)**

- 第17条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と履行期間を保証期間として同条第5項に規定する前払金保証に関する契約を締結した上、その保証証書を発注者に寄託して委託代金の10分の3以内で発注者が定める額の前払金を請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
  - 3 前払金の支払いの時期は、第1項の請求があった日から15日以内とする。

#### **(前払金の使用等)**

- 第18条 受注者は、前払金を当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

#### **(内払)**

- 第19条 発注者は、業務の完了前に業務既済部分の相当金額が委託契約金の10分の5に達したときは、当該既済部分に相当する金額の10分の9以内において、委託契約金の一部の支払いをすることができる。

#### **(契約不適合責任)**

- 第20条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後、当該成果物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### **(契約不適合責任期間等)**

- 第20条の2 発注者は、引き渡された成果物に関し、第14条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から相当の期間内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、受注者に対し、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1年を経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不

適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 8 引き渡された成果物の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が発注者の責めに帰すべき事由を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

#### **(履行遅滞の場合における損害金等)**

第21条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の損害金は、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した額とする。

3 損害金は、委託代金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

4 発注者の責めに帰すべき事由により、第15条の規定による委託代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

#### **(発注者の催告による解除権)**

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がないにもかかわらず業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 正当な理由がないにもかかわらず第20条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (6) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。

#### **(発注者の催告によらない解除権)**

第22条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
- (2) この契約の業務を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負債権を譲渡したとき。
- (8) 第22条の5又は第22条の6の規定によらないで契約解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

ウ この契約に関して、受注者が、再委託契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

#### **(発注者の任意解除権)**

第22条の3 第22条及び前条に規定する場合のほか発注者は、発注者の都合により必要があると認めたときは、契約を解除することができる。

#### **(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)**

第22条の4 第22条又は第22条の2に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

**(受注者の催告による解除権)**

第22条の5 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

**(受注者の催告によらない解除権)**

第22条の6 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により業務内容を変更したため委託契約金が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第9条の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条の7 第22条の5又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

**(解除の効果)**

第23条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、受注者の立会いの上、既済部分の検査を行い、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既済部分に相応する委託代金を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項の既済部分の検査を行う場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。
- 4 第2項の既済部分の委託代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 第22条又は第22条の2の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。
- 6 第22条の3、第22条の5又は第22条の6の規定により契約が解除された場合において、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

**(契約が解除された場合の損害賠償金)**

第23条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第22条又は第22条の2の規定により契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合
- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等
- 3 第1項の損害賠償金は、委託代金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

**(解除に伴う措置)**

第24条 契約が解除された場合において、第17条の規定による前払金があったときは、受注者は、第22条又は第22条の2の規定による解除にあつては、当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、第22条の3、第22条の5又は第22条の6の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

- 2 受注者は、契約が解除された場合において、発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取り片付けなければならない。
- 4 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取り片付けに要する費用（以下「撤去費用」という。）は、次の各号に掲

げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

- (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第 22 条又は第 22 条の 2 によるときは受注者が負担し、第 22 条の 3、第 22 条の 5 又は第 22 条の 6 によるときは発注者が負担する。
  - (2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。
- 5 第 3 項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第 1 号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 6 第 2 項前段に規定する受注者がとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 22 条又は第 22 条の 2 によるときは発注者が定め、第 22 条の 3、第 22 条の 5 又は第 22 条の 6 の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 2 項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

#### **(不正行為に対する賠償金等)**

第 2 5 条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、排除措置命令等が確定したとき。
  - (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
- (1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号に該当する行為又は同項第 6 号の規定に基づく不正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるとき。
  - (2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。
- 3 前 2 項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。
- 4 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が契約金額の 10 分の 2 に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。
- 5 賠償金は、契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。
- 6 第 1 項に規定する場合又は受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

#### **(保険)**

第 2 6 条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

#### **(発注者への報告等)**

第 2 6 条の 2 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 9 条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

#### **(その他)**

第 2 7 条 この約款に定めのない条項については、川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)によるほか発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

## 個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

(趣旨)

第1条 この特記事項は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託について、必要な事項を定めるものである。

(基本事項)

第2条 受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ関連規定の遵守)

第3条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準その他の関連規定を遵守しなければならない。

(個人情報の適正な維持管理)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。

(秘密保持及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、川崎市情報セキュリティ基準第2章9(1)オの定めに従い、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

3 発注者は、第1項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部(主要

な部分を除く。)であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。

3 受注者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

(指示目的外の利用の禁止)

第7条 受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

(情報の帰属権)

第9条 業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

2 発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。

3 受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(情報資産の保護)

第10条 受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

(情報資産の受渡し)

第11条 この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

(情報資産の授受及び搬送)

第12条 この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者との間で行う。

2 業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。

( 厳重な保管及び搬送)

第 1 3 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

( 情報資産の返還又は廃棄)

第 1 4 条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。

( 入退室管理事項)

第 1 5 条 受注者は、発注者の情報セキュリティ管理エリアに入室して業務を行う場合には、発注者の定める入退出に関する規定を遵守しなければならない。

2 発注者の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持ち込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、発注者に事前に書面により申請し、発注者が許可した場合はこの限りではない。

( 身分証明書の携帯等)

第 1 6 条 この契約による業務に従事する受注者の従業員は、その業務を行うに当たり、受託会社の商号及び自己の氏名が記載され、並びに顔写真が付いた身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。

( 事故発生時の報告義務)

第 1 7 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 この場合、受注者は、その事故発生理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。

( 業務の報告又は検査等)

第 1 8 条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。

( 教育の実施)

第 1 9 条 受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(契約の解除)

第20条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

3 第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第21条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報等の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害が発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

3 第1項の損害賠償の額は、前条第1項により契約を解除する場合には、同条第3項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

(違反事実の公表)

第22条 受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の名称及び違反事項を公表することができる。

(その他)

第23条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

「(仮称)第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」  
策定支援業務委託受渡票

	引渡日		サイン	内容	受付日		サイン	備考
1		委託者				委託者		
		受託者				受託者		
2		委託者				委託者		
		受託者				受託者		
3		委託者				委託者		
		受託者				受託者		
4		委託者				委託者		
		受託者				受託者		
5		委託者				委託者		
		受託者				受託者		
6		委託者				委託者		
		受託者				受託者		
7		委託者				委託者		
		受託者				受託者		
8		委託者				委託者		
		受託者				受託者		
9		委託者				委託者		
		受託者				受託者		
10		委託者				委託者		
		受託者				受託者		